

(3) 階段

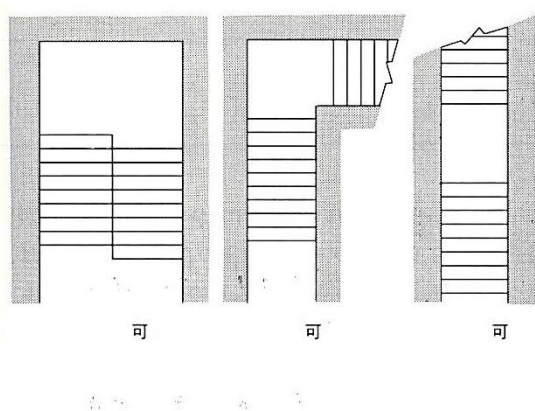
特定施設整備基準	目標となる基準
不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。	不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、規則別表第2の1の(3)の(イ)から(カ)までに定める構造のほか、次に定める構造とすること。
	(ア) 幅は、内法を150センチメートル（共同住宅の場合にあっては、120センチメートル）以上とすること。
	(イ) けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
	(ウ) 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。
(ア) 手すりを設けること。	(エ) 両側に手すりを設けること。
(イ) 主たる階段には、回り階段を設けないこと。	(同 左)
(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(同 左)
(エ) つまづきにくい構造とすること。	(同 左)
(オ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとする（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。	(同 左)
(カ) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。）。	(同 左)
	(オ) 折り返し階段等の屈曲部には、安全を確認するための鏡を設けること。

基準解説

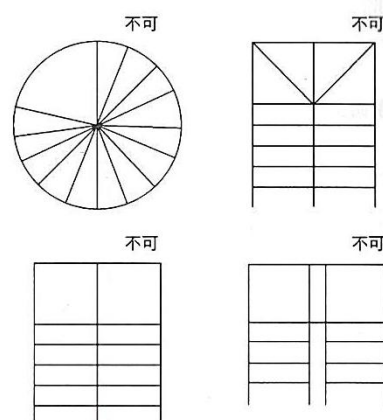
基準の適用範囲	「不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段」には、従業員専用階段や一般的に使用されない避難階段等は含まれない。
階段の寸法	目標となる基準において廊下等の幅は、人が横向きになれば車いすとすれ違い、杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法である150センチメートル以上（共同住宅の場合は120センチメートル以上）としている。また、けあげの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上としている。

手すり	<p>(ア) の手すりの取り付け高さは床面から 75～85 センチメートル程度とし、踊場も含めて設置すること。</p> <p>また、目標となる基準では、更に階段の昇降をスムーズに行えるように、両側に手すりを設置することを規定している。</p>	図-13、図-14
回り階段	<p>(イ) の「回り階段」には、らせん階段のみならず、踊場の部分を分割し、段を設けたものも含まれる。また、階段が複数ある場合には、利用者が主に使う階段について回り階段を禁止している。</p>	図-12
つまづきにくい構造	<p>(エ) の「つまづきにくい構造」には、段鼻の突き出しをなくしたり、蹴込板を設置したり、緩勾配にしたもの等が該当する。</p>	図-14
注意喚起用床材の敷設	<p>(カ) において、自動車車庫の場合の階段の上端に近接する廊下等へ注意喚起用床材の敷設を免除しているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が必ず同行することが見込まれるためである。</p>	図-13
階段の鏡	<p>目標となる基準では、折り返し階段やかね折れ階段など上階と下階の中間部に位置する踊り場の屈曲部には、障がい者等が他の階段使用者との衝突等を避けるため、平面鏡または曲面鏡を設置することを規定している。</p> <p>なお、吹き抜け部分の階段など見通しの良い場合はこの限りではない。</p>	図-15

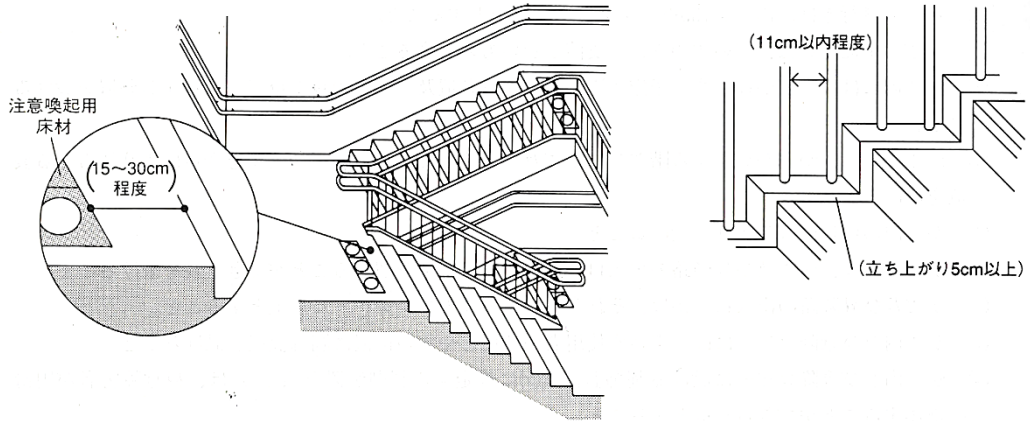
階段の形状 図-12



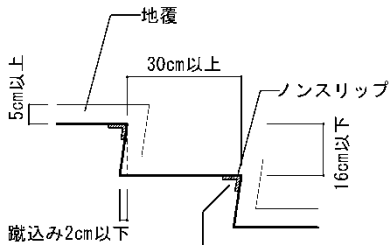
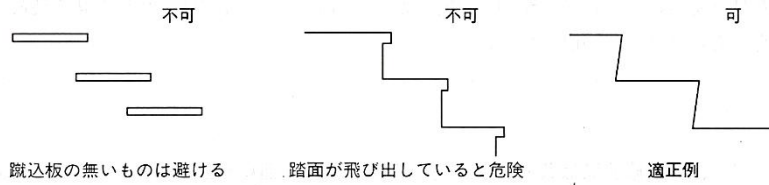
回り階段の例



手すりの設置 図-13



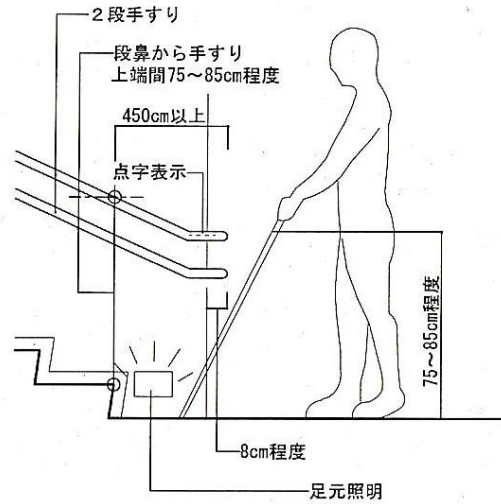
けあげ・踏面 図-14



段鼻の位置をわかりやすくするためノンスリップ部分、蹴込みの先端部は目立つ色をつける等の工夫が望ましい

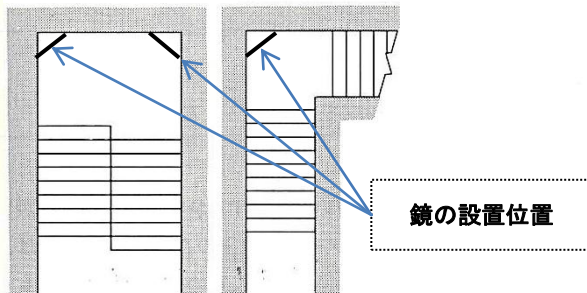
[出典：法設計標準]

○階段の手すり (参考)



[出典：法設計標準]

階段の鏡 図-15



折り返し階段

かね折れ階段